

第36回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和2年11月19日（木）午後1時30分
会 場 高郷総合支所 大会議室

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 欠席

委 員

1番 高野 進	2番 山田 義人	3番 岩渕善一郎
4番 高橋 良臣	5番 菅井 大輔	6番 山口 孝信
8番 佐藤 健一	9番 長谷川庄次	10番 木戸 賢治
11番 大堀美栄子	12番 酒井 健一	13番 平田 恭一
14番 大津 康男	15番 田代 宏昭	16番 穴澤 一彦
17番 湯上 重幸		

4 本日の総会に欠席通告した委員

18番 齋藤 澄子

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第90号 会務報告について

報告第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第92号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第237号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願出について

議案第238号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第239号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第240号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第241号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第242号 現況確認証明申請について

議案第243号 農用地利用集積計画について

議案第244号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

次長兼農地係長 渡部 仁

農政係長 大竹 秀樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋藤 清孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主事 渡部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 小林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 渡部 智恵

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告3件、議案8件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

（開 会）

○議長

欠席委員は、18番 齋藤澄子委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第36回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、16番 穴澤一彦委員、17番 湯上重幸委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、報告第90号から報告第92号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第90号 会務報告について

○事務局（大竹農政係長）

〔1件を朗読、説明。〕

報告第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔7件を朗読、説明。〕

報告第92号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第92号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出のNo.1について、12番 酒井健一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○酒井健一委員

〔報告第92号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番酒井です。案件No.1について現地調査の結果についてご報告いたします。去る11月10日16時から申請者〇〇〇さん本人と、農業委員会より3名出席の下行いました。申請地は田んぼであり、東側の道路に面した部分に既に土盛りして造成した土地でありました。農機具格納庫は既に建

築されており、顛末書の提出がございました。周辺農地に支障を及ぼす事無く、適正な管理が行われると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第90号から報告第92号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第90号から報告第92号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第90号から報告第92号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第237号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[1件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第237号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第237号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第237号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第238号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、12番 酒井健一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○酒井健一委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番酒井です。案件No.1について現地調査の結果をご報告いたします。去る11月10日15時20分頃より申請者〇〇〇さん、承継者〇〇〇さん、行政書士〇〇〇さんの立会いのもと、農業委員会から3名で行いました。本案件は、許可後の事業計画変更申請であり、前回も調査を実施いたしております。申請地の周囲は家が建築途中でありました。周辺には農地が無く、駐車場として使用していたため、土地が整備されており、雨水もU

字溝設置されておりました。従いまして、周辺に支障を及ぼす恐れはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第238号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第238号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第238号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第239号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[所有権移転1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo. 1について、3番 岩渕善一郎委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○岩渕善一郎委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番岩渕です。案件No.1についてご説明申し上げます。去る11月11日、譲渡人〇〇〇さんにお電話いたしました。連絡が取れませんでしたので、同日譲受人〇〇〇さんにお電話にて申請に関するお話を伺いました。〇〇〇さんは、施設園芸農業をされております。〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚関係でありまして、〇〇〇さんが所有する農地に隣接する申請地を〇〇〇さんが耕作を依頼されたそうです。なお、地目が田となっておりますが、野菜栽培に充てるということでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第239号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第239号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第239号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第240号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1、No.2については、16番 穴澤一彦委員、No.3については、9番 長谷川庄次委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○穴澤一彦委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番穴澤です。案件No.1につきまして、11月10日に現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いましたのでご報告いたします。申請人〇〇〇さん本人と、〇〇〇行政書士、酒井委員と私、渡部次長で行いました。申請地は周辺に農地は無く、道路に挟まれておりましたので、特に問題はないと判断いたしました。続きまして、案件No.2について同日に〇〇〇さん本人、酒井委員と私、渡部次長で現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。現地は、田として利用することが難しく、盛土をしてビニールハウスを設置し、ミニトマトを栽培するとのことです。なお、既に盛土をしておりましたので、顛末書の提出をいただきました。本案件につきましては、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

○長谷川庄次委員

〔No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番長谷川です。案件No.3についてご説明いたします。去る11月11日午前10時半より、申請地にて申請者〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、齋藤委員、高野委員、私、渡部次長と小林主査で現地確認並びに申請者からの内容の聞き取りを行いました。転用の目的は、既存宅地が狭い為、平坦である申請地に住居及び作業所、物置を建築し、使用したいということでした。周辺に農地は無く、営農に支障を及ぼす恐れはありませんでした。なお、この申請は昭和28年に事業済みの案件でありましたので、顛末書の提出をいただいております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第240号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第240号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第240号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第241号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔権利設定3件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、12番 酒井健一委員、No.3については、15番 田代宏昭委員、所有権移転のNo.1については、12番 酒井健一委員、No.3、No.4については、16番 穴澤一彦委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○酒井健一委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番酒井です。案件No.1についてご説明いたします。11月10日14:50より、設定人は欠席、被設定人の奥さんが同席、住宅メーカーの担当者、〇〇〇行政書士、農業委員会より3名出席して現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。申請地は、住宅地の中にあり、周辺に農地は無く、農業用排水施設もありませんし、下水設備も完備しておりました。ただ、畑が道路より20センチメートルほど高くなっており、土砂の流出等には塀を設置して対応をすることでした。従いまして、本申請は周辺農地に支障を及ぼす恐れはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○田代宏昭委員

〔権利設定のNo.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番田代です。案件No.3についてご説明いたします。去る11月10日午前10時より、佐藤委員、私、渡部次長、渡部主査、設定人の〇〇〇さん本人立会いの下、現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。設定人と被設定人は親子関係でございまして、被設定人の〇〇〇さんが家族が増え、現在同居している住宅が狭くなってしまったため、申請地に住宅を建築したいという案件でございます。周辺に農地は無く、土砂の流出や日照条件等の問題は無いため、本申請につきましては特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○酒井健一委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番酒井です。案件No.1についてご説明いたします。11月10日15:40より、譲渡人〇〇〇さんの息子さん、譲受人〇〇〇さん、行政書士〇〇〇さん、農業委員会より3名で行いました。申請地は、住宅地に囲まれており、周辺に農地は無く、支障を及ぼす恐れはありません。東側と南側の境界面は十分な締固めを行い、土砂の流出等が無いようにすることでした。従いまして、周辺に支障を及ぼす恐れはなく、適正な管理が

なされるものと判断いたしました。以上です。

○穴澤一彦委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番穴澤です。案件No. 3についてご説明いたします。譲受人は欠席、譲渡人〇〇〇さん出席、〇〇〇行政書士、酒井委員と私、渡部次長で現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。〇〇〇さんが住宅を建築するということです。周辺は宅地でありまして周辺に支障を及ぼす恐れはありません。続きまして、案件No. 4についてご説明いたします。本案件は、案件No. 3で余った土地を〇〇〇さんが雪捨て場として冬期間利用するものです。案件No. 3に隣接する農地ですので、周囲は宅地であり、営農に支障を及ぼす恐れはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第241号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○大堀美栄子委員

11番大堀です。農地法第5条設定案件No. 1ですが、設定人と被設定人が逆であると思います。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

大変申し訳ございません。その通りでございます。

○高野進委員

1番高野です。農地法第5条設定案件No. 2についてご質問申し上げます。

3年間貸し付けるとなっておりますが、これは30年間の誤りでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

営農型の発電につきましては、栽培した農産物の収益が周辺平均の8割を超していない場合には撤去することとなっております。ですので、最初の収益を見るために当初3年間だけとなります。本当に行うのかどう

か、しっかりと様子を見るために3年間と設定されております。以上です。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第241号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第241号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第242号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1、No.2については、16番 穴澤一彦委員、No.3については、13番 平田恭一委員、No.4については、1番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○穴澤一彦委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番穴澤です。案件No.1についてご説明いたします。11月10日15時より

〇〇〇さん本人、酒井委員と私、五十嵐推進委員、渡部次長で現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。事務局説明にもありましたが、申請地を貸していましたが、借受者が耕作しなかったため原野化してしまったそうです。現地は機械が入れるような進入路はなかったため、原野であると判断いたしました。続きまして、案件No. 2についてご説明いたします。こちら事務局説明がありました通り、道路から2メートル以上低いところに位置しておりました。機械等が入れるような進入路はなく、草木が生い茂っておりましたので、原野であると判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番平田です。案件No. 3について現況確認の結果をご報告いたします。去る11月11日13時20分頃より申請人〇〇〇さんは欠席でしたが、委任を受けた土地家屋調査士の〇〇〇さん立会いの下、事務局から渡部次長、渡部主事、大津委員と私で現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。本案件は、畑を山林へ地目変更するもので、非農地化した経過をお聞きしましたところ、労働力不足によって昭和55年より山林化してしまったとのことでした。不耕作となつてから40年の歳月が経過しているという状態で、申請地2筆全域にわたっており、周辺の土地を含めて雑木が生い茂り、まさに山林化しているという状態でした。以上より本案件の申請に特に問題は無いと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高野です。案件No. 4についてご説明いたします。去る11月11日10時頃から、申請人の配偶者に立会いをいただき、齋藤委員、長谷川委員、私、事務局より渡部次長、小林主査で現地確認並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。申請地は、約20年前から機械の利用が困難かつ労働力不足で耕作が困難となつていました。現在は、ミズナラの木やヨシ等

が繁茂し、原野化しています。したがって、農地への復元が難しい農地と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第242号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○木戸賢治委員

10番木戸です。事務局へ意見を申し上げます。現在、新型コロナウイルスの感染防止の観点から総会の時間短縮のため、事前に総会資料を配布し、事前質問を受け付けるようになっていますが、この文面だけでは判断できないので、非農地化の理由等をもう少し丁寧に書いていただきたい。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

木戸委員がおっしゃる通り、今後は丁寧な説明を記載させていただきたいと思います。実際に現地調査される委員の方には伝わりますが、見ていない方には伝わらないという意見でしたので、分かっていたような記載を今後からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第242号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第242号については、申請書のとおり許可することに決定

いたしました。

○議長

続きまして、「議案第243号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔利用権設定17件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第243号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第243号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第243号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第244号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔利用配分計画（案）1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第244号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第244号については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第244号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第36回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 14時40分